

15 平成15年度以降の県税の税率等の推移

税 目	課税客体・課税標準等	平成15年度現在
個人県民税	均等割＝定額 所得割＝総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	税率 均等割 1,000円 所得割 700万円以下 2% 700万円超 3% (総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者等を有する者は36万円加算)以下の者は非課税) 所得控除 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除 所得税と同じ 生命保険料控除 最大35,000円 個人年金保険料控除 最大35,000円 損害保険料控除 最大10,000円 寄附金控除 寄附金額の10万円を超える部分(所得金額の合計額の25%上限) 配偶者控除 33万円 老人配偶者控除 38万円 同居特別障害者配偶者(扶養)控除 56万円 同居老人特別障害者配偶者(扶養)控除 61万円 配偶者特別控除 最高33万円 扶養控除 33万円 特定扶養親族扶養控除 45万円 同居特別障害者特定扶養親族扶養控除 68万円 老人扶養控除 38万円 同居老親等扶養控除 45万円 同居老親等特別障害者扶養控除 68万円 基礎控除 33万円 障害者控除 26万円 老年者控除 48万円 特別障害者控除 30万円 寡婦(夫)控除 26万円(30万円) 勤労学生控除 26万円 定率減税 所得割の15%相当(市町村民税と併せて最高4万円)
法人県民税	均等割＝資本等の金額 法人税割＝法人税額	税率 均等割 (1) 資本等の金額50億円超 80万円 (2) 資本等の金額10億円超50億円以下 54万円 (3) 資本等の金額1億円超10億円以下 13万円 (4) 資本等の金額千万円超1億円以下 5万円 (5) (1)～(4)以外 2万円 法人税割 5.8%(資本等の金額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。)については5%。3.4.1～18.3.31間に終了する事業年度について適用)
県民税利子割	支払を受けるべき利子等の額	税率 5%
県民税配当割	支払を受けるべき特定配当等の額	税率 5% (16.1.1～20.3.31間の税率 3%)
県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の特定株式等譲渡所得金額	税率 5% (16.1.1～19.12.31間の税率 3%)
個人事業税	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に係る所得金額	税率 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% 第3種のうち医業類似業、助産師業、装蹄師業 3% 事業主控除 290万円 白色申告者の事業専従者控除限度額 配偶者 86万円 その他 50万円
法人事業税	法人が行う事業に係る所得金額、収入金額、清算所得金額等	税率 普通法人 所得割 所得のうち年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 3都道府県以上の分割法人で資本等の金額が1,000万円以上 9.6% (特別法人は6.6%) 収入金課税法人 収入割 1.3%
地方消費税	事業者の行う課税資産の譲渡等、保税地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額	税率 消費税額の25% (9.4.1以後の譲渡等及び引取り等に適用)
不動産取得税	不動産の取得価格	税率 3% (15.4.1～18.3.31間の取得) ～15.3.31間に取得した土地・住宅以外の家屋 4% ～15.3.31間に取得した住宅 3% 免税点 土地 10万円 新築(増改築)家屋 23万円 その他 12万円 宅地評価土地に係る課税標準の特例 15.1.1～17.12.31間の取得 1/2
県たばこ税	卸売販売業者、輸入業者等から売り渡される製造たばこの本数	税率 1,000本につき 969円 (旧3級品は、1,000本につき461円) (15.7.1以降の売渡し等分) 1,000本につき868円 (旧3級品は、1,000本につき413円) (11.5.1～15.6.30間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	税率 (1人1日) 1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 600円 8級 500円 9級 400円 非課税 創設 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会でのゴルフ競技選手、学校教育での学生等及び教員
自動車取得税	自動車の取得価額	税率 3% (～20.3.31に取得する軽自動車以外の家用自動車に限り5%) 免税点 15万円 (2.4.1～20.3.31間の取得に限り50万円) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.2% 低PM認定車 15.4.1～17.3.31取得 1.5% 平成15年排出ガス規制適合車(低公害車)に係る控除税率 15.4.1～15.9.30取得 1% 15.10.1～16.2.29取得0.1% 平成16年 “ ” 15.4.1～16.9.30取得 1% NOx・PM要件達成車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得(買替) 1.9% 優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円
軽油引取税	元売業者、特約業者からの軽油の引取数量等	税率 1kg当たり15,000円 5.12.1～20.3.31間の引取り等に限り32,100円
自動車税	自動車の車種及び排気量並びに用途(トラック、バス等については積載量、乗車定員等)	税率 乗用車 営業用 7,500～ 40,700円 (10段階) 家用 29,500～ 111,000円 (10段階) トラック 営業用 最大積載量 4～5t 18,500円 家用 最大積載量 4～5t 25,500円 グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%、13%軽課(平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税	鉱区等の面積又は延長	税率 砂鉱目的外 試掘鉱区 1haごとに200円 採掘鉱区 1haごとに400円 砂鉱目的 河床 1kmごとに600円 非河床 1haごとに200円 石油・可燃性天然ガス鉱区 試掘鉱区 1haごとに400/3円 採掘鉱区 1haごとに800/3円
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 10,000円 所得割額の納付を要しない者 4,500円 第2種銃猟免許 3,300円
入猟税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 6,500円 所得割額の納付を要しない者 6,500円 第2種銃猟免許 2,200円
産業廃棄物税	産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	創設 (16.1.1～) 税率 1トンにつき1,000円

※ 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(15.4.1施行) 一定の条件のもと、法人県民税の均等割・不動産取得税・自動車取得税を課さない。

税 目	平成16年度現在	平成17年度現在												
個人県民税	<p>○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は35万円加算）以下の者には所得割を課さない。</p> <p>○所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (15.1～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例 (15.1.1～17.12.31) 1%</p> <p>※(イ)について、税率1%の特例を創設（～20年度） （平成15年度改正）</p> <p>※(ロ)について、廃止 （平成15年度改正）</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>○所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等のための譲渡所得に対する税率（～21年度）</p> <p>ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得に対する税率 3%</p> <p>(国等に対する譲渡については1.6%)</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>												
法人県民税														
県民税利子割														
県民税配当割														
県民税株式等譲渡所得割														
個人事業税														
法人事業税	<p>外形標準課税（資本又は出資の金額が1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <table border="0"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超及び清算所得</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>3都道府県以上の分割法人</td> <td>7.2%</td> </tr> </table>	所得のうち年400万円以下	3.8%	年400万円超800万円以下	5.5%	年800万円超及び清算所得	7.2%	3都道府県以上の分割法人	7.2%					
所得のうち年400万円以下	3.8%													
年400万円超800万円以下	5.5%													
年800万円超及び清算所得	7.2%													
3都道府県以上の分割法人	7.2%													
地方消費税														
不動産取得税		宅地評価土地に係る課税標準の特例 18.1.1～21.3.31間の取得 1/2												
県たばこ税														
ゴルフ場利用税														
自動車取得税	<p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 16.4.1～17.9.30取得</p> <table border="0"> <tr> <td>一定のバス・トラック等</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>一定のディーゼル乗用車</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 20万円</p>	一定のバス・トラック等	2%	一定のディーゼル乗用車	1%	<p>○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.2%</p> <p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 17.10.1～18.3.31取得 1%</p> <p>○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得（買替）1.5%</p>								
一定のバス・トラック等	2%													
一定のディーゼル乗用車	1%													
軽油引取税														
自動車税	<p>グリーン化（平成15年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table> <p>（平成14年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%、13%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	環境負荷の小さい自動車	50%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	<p>グリーン化（平成16年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課
環境負荷の小さい自動車	50%軽課													
環境負荷の大きい自動車	10%重課													
環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課													
環境負荷の大きい自動車	10%重課													
環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課													
環境負荷の大きい自動車	10%重課													
鉦 区 税														
狩 猟 税	<p>創設 (16.4.1～) 狩猟税（狩猟者登録税・入猟税廃止）</p> <table border="0"> <tr> <td>網・わな猟免許 第1種統猟免許</td> <td rowspan="2">所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種統猟免許</td> <td>5,500円</td> </tr> </table>	網・わな猟免許 第1種統猟免許	所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円	第2種統猟免許	5,500円									
網・わな猟免許 第1種統猟免許	所得割額の納付を要する者 16,500円 所得割額の納付を要しない者 11,000円													
第2種統猟免許		5,500円												
狩猟者登録税	狩猟者登録税廃止→狩猟税創設													
入 猟 税	入猟税廃止→狩猟税創設													
産業廃棄物税														

税 目	平成18年度現在	平成19年度現在
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老年者控除廃止 (17. 1. 1施行) ○ 総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額 (控除対象配偶者等を有する者は32万円加算) 以下の者には所得割を課さない。 ○ 定率減税 所得割の7. 5%相当 (市町村民税と併せて最高2万円) ○ 17. 1. 1現在で65歳以上に達している者 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 300円 所得割 3分の1の額で課税 	<p>【国から地方への税源移譲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度以後の年度分の所得割 (退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの) の税率一律4% ○ 17. 1. 1現在で65歳以上に達している者 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 600円 所得割 3分の2の額 で課税 ○ 定率減税 廃止 ○ 所得割 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地等の長期譲渡所得に対する税率 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 長期譲渡所得 2% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～21年度) <ul style="list-style-type: none"> ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 <ul style="list-style-type: none"> ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6% イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 短期譲渡所得に対する税率 3.6% (国等に対する譲渡については2%) (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (～20年度に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税率 1.2%) (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 <ul style="list-style-type: none"> ア又はイのいずれか多い金額 ア 4.8% イ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)
法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割＝資本金等の額 ○ 法人税割 5.8% (資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人 (特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。) については5%。3. 4. 1～23. 3. 31間に終了する事業年度について適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割及び法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等を加える (19. 9. 30施行)。 ○ 法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う個人を加える (19. 9. 30施行)。
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (20. 1. 1～20. 12. 31間の税率 3%)
個人事業税		<ul style="list-style-type: none"> ○ 助産師業を課税対象事業から除外
法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資本割＝資本金等の額 ○ 収入金課税法人に少額短期保険業者を加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等 (個人を含む) を加える (19. 9. 30施行)。 ○ 特定信託所得割を廃止 (19. 9. 30施行)
地方消費税		
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 18. 4. 1～21. 3. 31間の取得 3% ○ 18. 4. 1～20. 3. 31間の取得 3.5% (住宅以外の家屋) 	
県たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1,000本につき1,074円 (旧3級品は、1,000本につき511円) (18. 7. 1以降の売渡し等分) ○ 1,000本につき 969円 (旧3級品は、1,000本につき461円) (15. 7. 1～18. 6. 30間の売渡し等分) 	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18. 4. 1～20. 3. 31取得 1% (NOx・PM要件達成車 2%) ○ 優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気自動車、一定の天然ガス自動車に係る控除税率 19. 4. 1～21. 3. 31取得 2.7% (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る) ○ ハイブリッド自動車 (バス・トラック) に係る控除税率 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る (3.5t以上の場合はPM要件も)) 19. 4. 1～21. 3. 31取得 2.7% ○ ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外) に係る控除税率 19. 4. 1～20. 3. 31取得 2% 20. 4. 1～21. 3. 31取得 1.8% (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る (3.5t以上の場合はPM要件も)) ○ NOx・PM要件達成車に係る控除税率 19. 4. 1～21. 3. 31取得 (買替) 1.2% ○ メタノール自動車に係る控除税率 廃止
軽油引取税		
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> グリーン化 (平成17年度に新規登録された自動車について適用) <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 環境負荷の大きい自動車 10%重課 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 (平成18年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税		
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> 網・わな猟免許→網猟免許又はわな猟免許 (19. 4. 16～) 所得割の納付を要する者 8,200円 所得割の納付を要しない者 5,500円
産業廃棄物税		

税 目	平成20年度現在	平成21年度現在
個人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 800円 (均等割の超過課税)	○所得割 (1) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る県民税 (～21年度) 1.2% (2) 寄附金税額控除 寄附金額の5,000円を超える分の100分の4 都道府県・市町村への寄附金に係る特例控除 (所得税の限界税率により、50%～90%) } 20.1.1以降の条例で指定する団体への寄附金に係る控除 } 寄附金から適用
法人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 均等割の8%相当額 (超過課税) ○法人でない社団・財団で収益事業を行わないもの 非課税 ○法人でない社団・財団で収益事業を行うもの } 2万円 資本金等の額を有しない法人 (相互会社除く) 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 (20.12.1以降)	
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (20.4.1～22.12.31間の税率 3%)	
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (21.1.1～22.12.31間の税率 3%)	
個人事業税		
法人事業税	【地方法人特別税の創設】 (20.10.1開始の事業年度から) ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 1.5% 2.7% 2.7% 年400万円超800万円以下 2.2% 3.6% 4% 年800万円超及び清算所得 2.9% 3.6% 5.3% 3都道府県以上の分割法人 2.9% 3.6%※ 5.3%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.7% ※地方法人特別税 (国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の148/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の 81/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の 81/100	
地方消費税		
不動産取得税	○20.4.1以降の取得 4% (住宅以外の家屋)	○21.4.1～24.3.31間の取得 (住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 21.4.1～24.3.31間の取得 1/2
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○税率 20.4.1～20.4.30取得 3% 20.5.1～30.3.31取得 5% (軽自動車以外の自家用自動車) ○免税点20.4.1～30.3.31取得 50万円 ○平成17年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.4.30取得 1% (NOx・PM要件達成車 2%) ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 20.5.1～22.3.31取得 2% (12t超 20.5.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 20.5.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	【目的税→普通税へ】 ○非課税 (すべて新車に限る) 電気自動車、天然ガス自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る、以下同。)、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車 (3.5t以上の場合はPM要件も) かつ燃費要件達成車に限る、以下同。)、平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車 ○軽減税率 (すべて新車に限る) 平成21年排出ガス規制適合かつ燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 75% 平成17年排出ガス規制適合かつNOx・PM・燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 50% ○控除税率 (中古車) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 (バス・トラック) 21.4.1～24.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外) 21.4.1～24.3.31取得 1.6% プラグインハイブリッド自動車 21.4.1～24.3.31取得 2.4% ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 (中古車) 一定のバス・トラック等 (ディーゼル) 21.4.1～22.3.31取得 2% (12t超 21.4.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 21.4.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車 税率75%又は50%軽減 (21.4.1～24.3.31取得新車に限る)、課税標準30万円又は15万円控除 (21.4.1～22.3.31取得中古車)
軽油引取税	○1kℓ当たり15,000円 (20.4.1～20.4.30間の引取り等に限る。) ○1kℓ当たり32,100円 (20.5.1～30.3.31間の引取り等に限る。)	【目的税→普通税へ】 ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、21.4.1～24.3.31の引取り)
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成19年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成20年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税		
狩猟税	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (20.4.1～25.3.31に受ける狩猟者の登録 1/2)	
産業廃棄物税		

税 目	平成22年度現在	平成23年度現在
個人県民税	○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～26年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～26年度） (3)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (22～24年度) 1.2% (4)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に対する税率 (22～24年度) 1.2%	
法人県民税		法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～28.3.31間に終了する事業年度について適用）
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)
個人事業税		
法人事業税	○清算所得課税 廃止 (22.10.1以降の解散又は破産手続開始の決定)	
地方消費税		
不動産取得税		○東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得（～33.3.31取得等）に係る課税標準の特例
県たばこ税	○1,000本につき1,504円（旧3級品は、1,000本につき716円） (22.10.1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） (18.7.1～22.9.30間の売渡し等分)	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○軽自動車以外の自家用自動車 5%（当分の間） ○軽減措置 (1)軽減税率（新車に限る） 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で次に掲げるものについて、税率をア及びイについてはその75%、ウについてはその50%を軽減（24.3.31までの取得に限る） ア ディーゼル自動車で平成21年排出ガス基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの イ 平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの ウ 平成17年排出ガス基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの (2)控除税率（新車以外） ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)アに掲げるものの税率を1%控除（22.8.31までの取得に限る） イ 12tを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を22.8.31まで延長 ウ 3.5t超12t以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を23.8.31まで延長（22.10.1～23.8.31の取得の場合は1%控除） (3)優良低燃費車（新車以外） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡大し、その適用期限を24.3.31まで延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除 イ 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除	○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（24.3.31までの取得）：非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（23.3.11～26.3.31取得）に係る非課税
軽油引取税	○1kg当たり32,100円（当分の間） ○揮発油価格高騰時（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合）における税率の特例規定の適用停止（トリガー条項）	○揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置（トリガー条項）の適用停止（東日本大震災からの復旧状況等を勘案して別に法律で定める日までの間）
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成21年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 (平成22年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（23年度～25年度）
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

税 目	平成24年度現在	平成25年度現在
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○年少扶養控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養親族扶養控除 33万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者控除 53万円 (24. 1. 1施行) ○同居特別障害者扶養(配偶者)控除 廃止 (24. 1. 1施行) ○退職所得に係る10%税額控除 廃止 (25. 1. 1以後に支払を受けるべき退職手当等) ○寄附金税額控除 適用下限額を寄付金額2,000円(改正前5,000円)に引下げ。 23. 1. 1以降の 条例で指定する特定非営利活動法人を適用対象 に追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得控除 <新契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 介護医療保険料控除 最大28,000円 <旧契約> 生命保険料控除 個人年金保険料控除 最大35,000円 ○上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (25~26年度) 1. 2% ○申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 (25~26年度) 1. 2%
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税		
地方消費税		
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○24. 4. 1~27. 3. 31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 24. 4. 1~27. 3. 31間の取得 1/2 	
県たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ○1,000本につき860円(旧3級品は、1,000本につき411円) (25. 4. 1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,504円(旧3級品は、1,000本につき716円) (22. 10. 1~25. 3. 31間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税(すべて新車に限る。24. 4. 1~27. 3. 31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クワンティム乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス(26. 3. 31までの取得): 非課税 ○75%軽減税率及び50%軽減税率(すべて新車に限る。24. 4. 1~27. 3. 31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、30万円又は15万円(24. 4. 1~27. 3. 31の取得) ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、350万円、200万円又は100万円(24. 4. 1~27. 3. 31の取得) 	<ul style="list-style-type: none"> ○衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量5tを超えるバス等(新車、立席のないものに限る。)に係る課税標準控除額 5t超12t以下のバス等(~27. 3. 31の取得) } 12tを超えるバス等(~26. 10. 31の取得) } 350万円
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、24. 4. 1~27. 3. 31の引取り) 	
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 (平成23年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成24年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税		
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (25. 4. 1~28. 3. 31に受ける狩猟者の登録 1/2)
産業廃棄物税		

税 目	平成26年度現在	平成27年度現在																								
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 (26年度～35年度) 年額2,300円 [年額1,800円に年額500円を加算した額] ○所得割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 <ul style="list-style-type: none"> 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～29.3.31までの譲渡) 	<ul style="list-style-type: none"> ○所得割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 2% 																								
法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> ○マンション敷地売却組合について収益事業課税とする(26.12.24開始の事業年度から)。 ○法人税割 4.0%(資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。))については3.2%。(26.10.1開始の事業年度から) 	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 資本金等の額 (1) 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額 (2) 資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額 																								
県民税利子割		○28.1.1以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止																								
県民税配当割	<ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (28.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 																								
県民税株式等譲渡所得割	<ul style="list-style-type: none"> ○源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等) 																									
個人事業税																										
法人事業税	<p>【地方法人特別税からの復元】(26.10.1開始の事業年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得のうち <table border="1"> <tr> <td>外形法人</td> <td>特別法人</td> <td>普通法人</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下</td> <td>2.2%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>3.2%</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>4.3%</td> <td>6.7%</td> </tr> </table> 3都道府県以上の分割法人 4.3% 4.6%※ 6.7%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.9% ※地方法人特別税(国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の67.4/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の43.2/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の43.2/100 	外形法人	特別法人	普通法人	年400万円以下	2.2%	3.4%	年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%	年800万円超	4.3%	6.7%	<ul style="list-style-type: none"> ○外形標準課税(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人) <table border="1"> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.3%</td> </tr> </table> 所得割 <table border="1"> <tr> <td>所得のうち年400万円以下</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>3都道府県以上の分割法人</td> <td>3.1%</td> </tr> </table> ○地方法人特別税(国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の93.5/100 ○資本割 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額を課税標準とする。 	付加価値割	0.72%	資本割	0.3%	所得のうち年400万円以下	1.6%	年400万円超800万円以下	2.3%	年800万円超	3.1%	3都道府県以上の分割法人	3.1%
外形法人	特別法人	普通法人																								
年400万円以下	2.2%	3.4%																								
年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%																								
年800万円超	4.3%	6.7%																								
付加価値割	0.72%																									
資本割	0.3%																									
所得のうち年400万円以下	1.6%																									
年400万円超800万円以下	2.3%																									
年800万円超	3.1%																									
3都道府県以上の分割法人	3.1%																									
地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ○税率 一定税率 消費税額の17/63 ○市町村交付基準 従来分 2分の1を人口、2分の1を従業者数で按分 引上げ分 人口のみで按分 ○用途 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化 																									
不動産取得税		<ul style="list-style-type: none"> ○27.4.1～30.3.31間の取得(住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2 																								
県たばこ税																										
ゴルフ場利用税																										
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○税率 <ul style="list-style-type: none"> 自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2% ○80%軽減税率及び60%軽減税率(すべて新車に限る。26.4.1～27.3.31の取得) ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合バス(28.3.31までの取得):非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得(26.4.1～28.3.31取得)に係る非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クランデイーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車 ○80%軽減税率、60%軽減税率、40%軽減税率及び20%軽減税率(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) ○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円(27.4.1～29.3.31の取得) ○ノスタップバス、リフト付きバス、エバーサルドザイナクシ及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、200万円又は100万円(27.4.1～29.3.31の取得) 																								
軽油引取税		<ul style="list-style-type: none"> ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、27.4.1～30.3.31の引取り) 																								
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減(平成25年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(26年度、26年度及び27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化 <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減(平成26年度に新車新規登録された自動車に適用) ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(27年度及び28年度) 																								
鉱区税	<ul style="list-style-type: none"> ○鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみならず存続期間に試掘できる者を納税義務者である鉱業権者の範囲に含める。 																									
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> ○対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ○認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ○狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1 (27.4.1～31.3.31に受ける狩猟者の登録) 																								
産業廃棄物税																										

16 平成27年度地方税制改正の概要（県税関係）

地 方 税 法 (平成27年法律第2号)		県 税 条 例 (平成27年秋田県条例第6号) (平成27年秋田県条例第43号) (平成28年秋田県条例第15号)
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
個人の県民税		
1 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとする事とした。(法32②)	28. 1. 1	地方税法と同様の改正（条33②）
2 地方団体に対する個人の県民税の寄附金税制について、次の措置を講ずることとした。 (1) 平成28年度以後の各年度分の個人の県民税から控除する特例控除額について、県民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすること。(法37の2②) (2) 平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、次に定めるところにより、個人の県民税及び市町村民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする事とした。(法附則7、7の2、7の3) ア 地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求められることができること。 イ アの求めを受けた地方団体は、当該寄附金を支出した者の賦課期日現在における住所所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならないこと。 ウ イの申告特例通知書の送付があった場合、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の県民税から税額控除すること。 エ 個人の県民税及び市町村民税に関する申告書の提出を行った者又は5を超える地方団体の長に対してアの求めを行った者等については、適用対象から除かれること。	27. 4. 1	地方税法と同様の改正（条36の2②） 地方税法と同様の改正（条附則6）
3 内部取引に係る課税の特例により、所得税に係る更正決定を受けた所得割の納税義務者が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る所得税の額の算定の基礎となった所得に基づいて課された所得割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとした。また、徴収の猶予をした所得割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとした。なお、国税庁長官は、所得割の納税義務者が相互協議の申立てをした場合等には、当該所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得等を通知することとした。(法44の2、321の7の12、321の7の13)	30. 1. 1	
4 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がないときはその支払をする者とする事とした。(法71の31①)	28. 1. 1	地方税法と同様の改正（条47の12①）
5 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長することとした。	27. 4. 1	地方税法と同様の改正（条附則4の2の2①④、28③）

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
(法附則5の4の2④、45③) 6 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。 (1) 平成28年4月1日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。(法附則33の2の2、35の3の4) (2) 平成29年度以後の各年度分の個人の県民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。(法附則35の3の3①～⑤)	28. 1. 1 29. 1. 1	地方税法と同様の改正(条附則7の2、12の3の4) 地方税法と同様の改正(条附則12の3の3)
法人の県民税 1 法人県民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、以下の措置を講ずることとした。(法23①四の五、52④～⑥) (1) 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずること。 (2) 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずること。 2 法人県民税法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。(法附則8③④)	27. 4. 1 27. 8. 10	地方税法と同様の改正(条44①)
事業税・地方法人特別税 1 法人事業税資本割の課税標準である資本金等の額について、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。(法72の21) 2 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税について、付加価値割及び資本割(以下「外形標準課税」という。)の割合を4分1から拡大することとした。(法72の24の7①一③一、暫措法2、9一、13①一) 3 内部取引に係る課税の特例について、本特例による更正決定を受けた事業を行う個人が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る事業税の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとした。また、徴収の猶予をした事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとした。なお、国税庁長官は、当該個人が相互協議の申立てをした場合等には、当該個人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得等を通知し、通知を受けた道府県知事は関係道府県知事に通知することとした。(法72の57の2、72の57の3) 4 法人事業税付加価値割の課税標準である付加価値額から、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であり、かつ、次の要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額を控除する課税	27. 4. 1 27. 4. 1 30. 1. 1 27. 4. 1	地方税法と同様の改正(条51①一③一、条附則14の2の3)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>標準の特例措置を講ずることとした。(法附則9⑬～⑱)</p> <p>(1) 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。</p> <p>(2) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。</p> <p>5 電気供給業を行う法人の法人事業税収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行の日(平成28年4月1日)から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法附則9⑲)</p> <p>6 2に伴い、資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人のうち、付加価値額が40億円未満等の法人について、外形標準課税の割合の拡大による負担増を一部軽減する措置を講ずることとした。(法改正法附則8②～⑥、9②～⑥)</p>	<p>28. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p>	
<p>地方消費税</p> <p>譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課する等所要の措置を講ずることとした。(法72の78①、72の79②、72の80①、72の80の2①、72の84①二②、72の94、法附則9の3の2①)</p>	27. 10. 1	地方税法と同様の改正(条62の2①、62の2の2①、条附則14の3の2①)
<p>不動産取得税</p> <p>1 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(法73の4①四の十)</p> <p>2 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(法73の4①三十九)</p> <p>3 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法73の14⑩)</p> <p>4 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法73の14⑪)</p> <p>5 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法73の14⑫)</p> <p>6 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法73の14⑬)</p> <p>7 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取</p>	<p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正(条附則16④)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
引業者による取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(法附則11の4④)		
8 国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に森林保険業務の用に供する不動産を追加することとした。(法73の4①三十七)	27. 4. 1	
9 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の1を参酌して10分の1以上10分の3以下の範囲内において県の条例で定める割合に相当する額とした上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。ただし、当該取得が特定都市再生緊急整備地域において行われた場合にあっては、価格から控除する額を当該不動産の価格の2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲内において県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。(法附則11⑦)	27. 4. 1	
10 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。 (1) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則10①) (2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則10③) (3) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11①) (4) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11③) (5) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11④) (6) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11⑤) (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則11⑥) (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。(法附則11⑧) (9) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11⑩) (10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス	27. 4. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11⑬)</p> <p>(11) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11⑭)</p> <p>(12) 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則11の2①)</p> <p>(13) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11の4①)</p> <p>(14) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11の4③)</p> <p>(15) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。(法附則11の5①③)</p> <p>(16) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則51の2③)</p> <p>11 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額の上限を価格の2分の1に相当する額とした上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。(法附則11⑫)</p>	27. 4. 1	<p>地方税法と同様の改正(条附則15①)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則16①)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則16③)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則16の2②)</p>
<p>県たばこ税</p> <p>1 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率の特例を廃止した上、次に掲げる期間における税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。(旧法附則12の2、法改正法附則12)</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円</p> <p>2 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた旧3級品の紙巻たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。(法改正法附則12)</p>	28. 4. 1	<p>地方税法と同様の改正(旧条附則18の3、秋田県県税条例等の一部を改正する条例(平成27年秋田県条例第43号)附則⑧)</p>
<p>自動車取得税</p> <p>1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(法附則12の2の2②)</p> <p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものは、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合</p>	27. 4. 1	<p>地方税法と同様の改正(秋田県県税条例等の一部を改正する条例(平成27年秋田県条例第43号)附則⑨～⑩)</p>

地 方 税 法	県 税 条 例
改 正 の 概 要	改 正 の 概 要
<p>し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの</p> <p>(3) プラグインハイブリッド自動車</p> <p>(4) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(5) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9</p>	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(法附則12の2の3②)</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年輕油重量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量</p>	27. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4②)

地 方 税 法	県 税 条 例
改 正 の 概 要	改 正 の 概 要
<p>車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって、初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(法附則12の2の3③)</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</p>	<p>27. 4. 1 地方税法と同様の改正(条附則18の4③)</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって、初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行為したときを限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。(法附則12の2の3④)</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</p>	27. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の4④)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成21年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>5 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。（法附則12の2の3⑤）</p> <p>(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>6 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（6において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（法附則12の2の5①～⑤）</p> <p>(1) 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。</p> <p>ア 電気自動車</p> <p>イ 1(2)の天然ガス自動車</p> <p>ウ プラグインハイブリッド自動車</p> <p>エ 1(4)のガソリン自動車</p> <p>オ 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）</p> <p>① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>c エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正（条附則18の4⑤）</p> <p>地方税法と同様の改正（条附則18の6①）</p>

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 4(2)ウ又はエの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車について、取得価額から5万円を控除すること。</p> <p>ア 5のガソリン自動車</p> <p>イ 次に掲げるガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>① 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>② 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>③ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。</p>		地方税法と同様の改正(条附則18の6⑤)
<p>7 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(法附則12の2の5⑥)</p>	27. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑥)
<p>8 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(法附則12の2の5⑦)</p>	27. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑦)
<p>9 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。(法附則12の2の5⑧)</p>	27. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑧)
<p>10 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日((4)に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずることとした。(法附則12の2の5⑨)</p> <p>(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車又はバス(以下「バス等」という。)であつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。)であつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御</p>	27. 4. 1	地方税法と同様の改正(条附則18の6⑨)

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>11 10(4)に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。(法附則12の2の5⑩)</p> <p>12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日(5)に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日)までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。(法附則12の2の5⑪)</p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p> <p>(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p> <p>(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p> <p>(5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p>	<p>27. 4. 1</p> <p>27. 4. 1</p>	<p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑩)</p> <p>地方税法と同様の改正(条附則18の6⑪)</p>
<p>軽油引取税</p> <p>1 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から海上保安庁が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源並びに陶磁器製造業を営む者の製造工程における焼成又は乾燥に係る用途等を除外した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(法附則12の2の7①)</p>	<p>27. 4. 1</p>	
<p>2 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、軽油引取税を課さないものとする(法附則12の2の7⑤)</p>	<p>27. 4. 1</p>	
<p>狩猟税</p>		

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。(法附則32①)	27. 4. 1	
2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。(法附則32②)	27. 5. 29	
3 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。(法附則32の2①)	27. 4. 1	地方税法と同様の改正 (条附則25①)
4 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者(認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。)として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。(法附則32の2②)	27. 4. 1	地方税法と同様の改正 (条附則25②)
その他		
1 総則に定める徴収猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。	28. 4. 1	
(1) 納付方法の見直し 地方団体の長は、徴収の猶予(その猶予期間の延長を含む。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができること。(法15③⑤)		地方税法と同様の改正 (条13)
(2) 申請手続等の整備 徴収の猶予(その猶予期間の延長を含む。)の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付(災害等による徴収の猶予の場合で提出が困難であると当該地方団体の長が認めるときを除く。)し、これを当該地方団体の長に提出しなければならないほか、申請に係る補正の手続、徴収の猶予(その猶予期間の延長を含む。)の不許可事由及び申請事項の調査に係る質問検査権等の整備を行うこと。(法15の2)		地方税法と同様の改正 (条14)
(3) 取消事由の追加 徴収の猶予の取消事由について、次の事由を追加すること。(法15の3①) ア 分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき(地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。) イ 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、		

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。</p> <p>ウ 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。</p> <p>エ 他の取消事由に類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。</p> <p>2 換価の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。</p> <p>(1) 職権による換価の猶予の手続等の整備（法15の5の2） 地方団体の長は、職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができること。</p> <p>(2) 申請による換価の猶予制度の創設（法15の6） 地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができること。ただし、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（猶予申請中及び一定の猶予中のものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができること。</p> <p>(3) 職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る納付方法、猶予の通知、猶予の不許可事由及び取消事由について、徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこと。また、申請による換価の猶予について、申請に係る補正の手続等につき徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこと。（法15の5、15の5の2、15の5の3、15の6、15の6の2、15の6の3）</p>	28. 4. 1	<p>地方税法と同様の改正（条15）</p> <p>地方税法と同様の改正（条16）</p> <p>地方税法と同様の改正（条16）</p>
<p>3 担保の徴収を不要とする場合について、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合とすることとした。（法16①）</p>	28. 4. 1	地方税法と同様の改正（条17）
<p>4 所得税の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあつては、更正の請求に基づくものに限る。）又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金に係る還付加算金の計算期間の始期について、当該賦課決定の基因となった所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日とすることとした。（法17の4①三）</p>	27. 4. 1	
<p>5 期限後に申告書が提出された場合において、期限内に申告書を提出する意思があつたと認められるものにつき不申告加算金を課</p>	27. 4. 1	

地 方 税 法		県 税 条 例
改 正 の 概 要	施行日	改 正 の 概 要
<p>さないこととする制度について、適用対象となる申告書の提出期限を、法定の申告書の提出期限から1月以内（現行2週間以内）とすることとした。（法71の14、71の35、71の55、72の46、74の23、90、132、144の47、278、733の18）</p> <p>6 納税義務者について税務代理人が数人ある場合の総務省の職員が行う調査の事前通知について、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表となる税務代理人を定めたときは、総務省の職員が行うこれらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとした。（法72の49の6、72の63の2、144の38の2、396の2）</p>	27. 7. 1	
<p>備考) 法令名の略称 「法」：地方税法 「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）による改正前の地方税法 「暫措法」：地方法人特別税等に関する暫定措置法 「条」：秋田県県税条例 「旧条」：秋田県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年秋田県条例第43号）による改正前の秋田県県税条例</p>		